

くしまを

◎芸術に触れよう

串間の魅力 再発見



68点が出展された。

あそぼろ。

第15回串間市美術展が11月16日から21日まで開かれました。会場の串間市文化会館小ホールには出展された写真25点、絵画24点、書道19点、合計68点が展示されました。

各部門入賞者・作品

各部門の入賞者・作品は次のとおりです。

※敬称は省略しています。

- 【写真】
- ・特選Ⅱ黒木和也「荘厳」
 - ・奨励賞Ⅱ深奥隆男「化粧 一心同体」／江崎利雄「捕獲」
 - ・日高廣志「静寂」
 - ・努力賞Ⅱ長田有司「赤亀の生態」
 - ・新人賞Ⅱ井手保宏「絆」
- 【絵画】
- ・特選Ⅱ岩切満子「群泳」
 - ・奨励賞Ⅱ黒岩憲人「我ら地球防衛軍」／城弘「海鷗」／西村幸子「壁の花」
 - ・努力賞Ⅱ城敏「夏」
 - ・新人賞Ⅱ佐伯育子「かりん」
- 【書道】
- ・特選Ⅱ鈴木美和子「歳暮述懐」
 - ・奨励賞Ⅱ川崎忠康「涼州曲」

首(柳中庸詩)／野間拓耶「草應物詩」／河野ヨシ子「しのめの」

審査員の先生方の講評は次のとおりです(一部を抜粋)。

●写真Ⅱ芥川仁先生
応募作品から自然の美しさを賛美する気持ちと野生の生命に対する愛情を感じた。自然豊かな串間市と深いかわりを持つ方々が応募されているからだとうれしく思う。応募作品全般で、



写真の部 特選
黒木和也「荘厳」



絵画の部 特選
岩切満子「群泳」



書道の部 特選
鈴木美和子「歳暮述懐」

第15回串間市美術展。今年も力作が揃いました。

審査員講評

分かって欲しい気持ちが前面に出すぎて作者の感動が伝わらない。何に感動しているのかを自覚し、素直に撮影することで鑑賞者は感動を共有できる。

●書道Ⅱ陣軍陽先生
篆・隸・楷・行草・かな・調和体と、各体にわたり出品されていることは大変結構である。だが、出品者数の少ないのは残念。近くに指導者がいなければ、遠くまで出掛けて勉強する意欲を望みたい。書は白と黒(空間と字座)、文字の構成、潤濁、動と静による時間の流れ、気韻、精神性など多様な要素を持つ。まずはどれかひとつ古典を決めて学習の出発点として欲しい。

●来年はぜひ挑戦を
今回の串間市美術展は新人の方の出品が多く見られました。皆さん、今からでもまだ遅くはありません。これから腕を磨いて、来年はぜひ写真・絵画、書道のいずれかの部門で、串間市美術展に出品してみませんか。

国民年金第1号被保険者 (自営業・学生など)の ための独自の給付

自営業・学生などの国民年金に加入している方は国民年金第1号被保険者です。第1号被保険者の遺族給付である遺族基礎年金は子どもがいる妻しか受給できません。そこで、寡婦年金と死亡一時金の2つの独自の給付があります。また、定額保険料に上乗せして付加保険料を納めると、付加年金が受けられます。

●寡婦年金

第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が何年も年金を受けないで亡くなった場合支給されます。

・受けとる人Ⅱ10年以上婚姻関係(事実婚も含む)のあった妻が60歳から65歳になるまで受けられます。

・寡婦年金額Ⅱ夫が受けることができた第1号被保険者にかかる老齢基礎年金の4分の3の額

※若年者納付猶予期間、学生納付特例期間は年金額には含まれません。
・支給の対象外となる場合Ⅱ亡くなった夫が、障害基礎年金

の受給権者であった場合や老齢基礎年金を受けたことがある場合。また妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合。

●死亡一時金

3年(36月)以上第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の保険料を納付(一部納付済も含む)した人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けないうで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合には、生計を同一にしていた遺族が受けられます。

・受けとる人の順位Ⅱ①配偶者

②子ども③父母④孫⑤祖父母

⑥兄弟姉妹

死亡一時金額は、第1号被保険者として保険料を納めた期間に応じ支給されます(付加年金

を3年以上納付していたときは、8、500円が加算されます)。※一部納付は月数が変わります。死亡一時金を受ける権利は、2年間で時効となりますのでご注意ください。

●付加年金

・支給の対象外となる場合Ⅱ遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられないとき。
寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

●付加年金
将来の生活設計にあわせて年金額をより高いものにしたいため、定額保険料に上乗せして付加保険料を納めると老齢基礎年金を受給するときに、上乗せの付加年金を受け出すことができます。

・付加保険料月額Ⅱ400円
・付加年金月額Ⅱ200円×

未支給年金請求の手続きは お済ですか？

納付月数
※老齢基礎年金の繰上げまたは繰下げ支給を受けられた場合は、付加年金額も老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額された額になります。

年金受給者の方がお亡くなりになった場合、死亡日の属する月まで年金が支給されます。

まだ支給されていない年金がある場合、その家族は未支給年金の給付を請求することができます。請求書は年金の死亡届も兼ねていますので、お早めに手続きをお願いします。

なお、受けていた年金の種類によって提出先が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

国民年金の第1号被保険者の方は独自給付制度を利用することができます。

第1号被保険者のための 独自給付制度のお知らせ

●問い合わせ先Ⅱ都城年金事務所
所 ☎0986-23-2571、
市民生活課市民係 ☎内線225・226